

## 三股町が取り組む週休2日工事における変更点

建設現場における就労環境改善に向けた取り組みとして令和5年度より試行開始しました「週休2日工事」の取扱いについて、一部内容を変更しますのでお知らせします。

### 1. 変更内容

①原則として発注者指定型とします。

これまで受注者希望型としていましたが令和6年度より原則として発注者指定型（4週8休）とします。また、これまで同様、災害時における応急工事など週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とします。

②現場閉所率が4週8休未満（現場閉所率：28.5%未満）となった場合は、閉所状況に応じて補正分を減額して変更契約するものとします。

③これまで公告並びに指名通知書にて「週休2日工事」である旨記載しておりましたが、令和6年度より週休2日工事の対象外である場合のみ「週休2日工事の対象外である」旨記載します。

### 2. 適用

令和6年4月1日以降に入札を行うものに適用します。

### 3. その他

週休2日工事に関する詳細については、各工事の特記仕様書に記載致します。